

決算特別委員会記録

1 日 時 令和2年10月21日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 4時29分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（23名）

委員長	伊藤謙司	副委員長	藤原雅彦
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	合田晋一郎	委員	白川 誉
委員	伊藤嘉秀	委員	越智克範
委員	井谷幸恵	委員	神野恭多
委員	米谷和之	委員	篠原 茂
委員	河内優子	委員	黒田真徳
委員	高塚広義	委員	藤田誠一
委員	小野辰夫	委員	大條雅久
委員	藤田豊治	委員	藤田幸正
委員	伊藤優子	委員	仙波 憲一
委員	山本健十郎		

4 欠席委員

なし

5 その他出席者

代表監査委員	寺村伸治	監査委員	柿並哲也
監査委員	近藤 司	監査委員事務局長	櫻木俊彰

6 説明のため出席した者

市長	石川勝行	副市長	寺田政則
副市長	加藤龍彦		

企画部

企画部長	亀井利行	総括次長（ICT戦略課長）	山内嘉樹
次長（財政課長）	木俣浩毅	次長（別子銅山文化遺産課長）	秦野親史
総合政策課長	加地和弘	地方創生推進課長	近藤淳司
ICT戦略課主幹	西原 誠		

総務部

総務部長	赤尾禎司	総括次長（人事課長）	高橋正弥
次長（税務長・資産税課長）	白石勝彦	管財課長	原 道樹
収税課長	高本 光	市史編さん室長	高橋 聡

福祉部

福祉部長	藤田憲明	総括次長（子育て支援課長）	曾我部みさ
------	------	---------------	-------

次長（地域福祉課長） 古川 哲久
次長（こども保育課長） 伊藤 裕敏
生活福祉課長 村上 仁志
保健センター所長 東田 寿重
保健センター主幹 伊藤 美幸

次長（地域包括支援センター所長） 伊達 忠幸
次長（国保課長） 近藤 弘二
介護福祉課長 久枝 庄三
保健センター主幹 石見 慈

出納室

会計管理者（出納室長） 和田 昌志

議会事務局

議会事務局長 岡田 公央

次長（議事課長） 飯尾 誠二

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（企画部ICT戦略課長） 山内 嘉樹

教育委員会事務局

学校給食課長 安藤 寛和

上下水道局

上下水道局長 秋月 剛

総括次長（下水道建設課長） 牧谷 和弘

次長（企業総務課長） 高橋 司

次長（企業経営課長） 神野 賢二

7 委員外議員

副議長 田窪 秀道

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 公央

議会事務局次長 飯尾 誠二

議事課議事係長 和田 雄介

議事課主任 越智 雅弘

9 付託案件

認定第1号

認定第2号

10 会議の概要

午前 10時00分開会

認定第1号

○神野上下水道局次長（企業経営課長）：説明

○柿並監査委員：監査意見

認定第1号質疑

【公共下水道事業会計】

○委員（伊藤嘉秀） 1点目、水洗化人口と水洗化世帯の増減で、水洗化人口は145人増、水洗化世帯は399戸増と、世帯数の増のほうが大きい理由を教えてください。2点目、損益計算書の支払利息及び企業債取扱諸費で約5億3,000万円を計上していますが、令和元年度時点での支払利息の今後の支払計画はあるのでしょうか。

○高橋上下水道局次長（企業総務課長） 水洗化人口と世帯数については、核家族化、世帯分離、一人世帯の増加などにより、年々、1世帯当たりの平均人数が減少しているため、世帯数の増加に比べ、人口の増加が少ないという結果になっています。なお、この数字は住民基本台帳を基に、公共下水道の污水管が整備された町丁ごとの面積から算出していますが、下水道使用料の調定状況では、月平均調定戸数は平成30年度3万673戸、令和元年度3万1,153戸で、これに平均世帯人数を乗じると、平成30年度6万3,186人、令和元年度6万3,552人となり、480戸、366人の増加で、決算書の水洗化人口及び世帯数と同様の傾向となっています。

○神野上下水道局次長（企業経営課長） 今後の支払利息の支払計画については、毎年、起債の借入計画を策定する際に、10年先まで収支計画を作成し、その中で支払利息についても見込みを立てています。

また、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする下水道事業経営戦略を現在策定していますが、その中でも今後10年間の事業の実施計画、事業費に対する企業債の発行額、元金、利子償還額等も見込むこととしています。この経営戦略を基に今後10年間の利子負担額を試算すると、今後10年間の借入利率が1%の場合には、令和元年度の支払利息5億3,000万円に対し、令和12年度には2億3,000万円減の3億円程度になる

と見込んでおり、借入利率が0.5%の場合には、3億1,000万円減の2億2,000万円程度となると見込んでいます。年々借入利率が低下しているため、借入金を返済するごとに金利の高い借入残高の割合が低下し、低金利の借入残高の割合が上昇していくことから、現状の低金利が続くと支払利息は年々減少すると見込んでいます。

○委員（山本健十郎） 認可区域を決めて取り組んでいると思いますが、進捗状況についてお尋ねします。また、現在の計画での事業完了時期はどのくらいを考えているのですか。認可区域の拡大は、今の認可区域の事業が終了しないと考えられないというような話もありましたが、そういったこと全般について。繰出金も毎年20億円くらい支出していますが、そういうことも含めてこの事業をどのように考えているのかお尋ねします。

○牧谷上下水道局総括次長（下水道建設課長）

まず、進捗状況については、現在の認可区域は、平成29年度に事業計画区域面積を2,538ヘクタールと定めて事業を行っており、令和2年4月1日現在の汚水の整備済み面積は2,063ヘクタールで、整備率は81.3%です。また、雨水の整備済み面積は422ヘクタールで、整備率は16.6%です。

なお、過去に浸水が発生し、対策が必要な地域604ヘクタールに対する整備率は69.9%です。

次に、現在の計画については、現計画は、第8期事業として平成29年度から令和5年度までを計画期間と定めており、今後も引き続き国の社会資本整備総合交付金等を受けて、事業計画区域の整備完了を目指し、事業を実施していきたいと考えています。

次に、認可区域の見直しについては、現計画の最終年である令和5年度を目標に、区域の拡大などを含めた今後の整備方針について検討を進めています。現在、令和5年度を目標に事業を進めています。国は、汚水処理施設の未整備区域について、持続可能な汚水処理施設の10年程度での概成方針を打ち出しており、その期限が令和8年度であること、また、人口減少時代の到来や施設の老朽化、投資効果の低下などの課題を踏まえ、事業持続のための様々な取組が必要な時期に差しかかっていることから、本年度策定を進めている経営戦略や、来年度に策定予定のストックマネジメント計画などとの整合を図りながら、国の動向なども注視しつつ最終的な検討を進めていきたいと

考えています。

認定第1号要望

なし

認定第1号採決

○委員長（伊藤謙司） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤謙司） 御異議なしと認め、認定第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前11時01分休憩



午前11時20分再開

認定第2号

○亀井企画部長：訂正説明

○木俣企画部次長（財政課長）：説明

○寺村監査委員：監査意見

認定第2号 第1グループ質疑

【情報化推進事業費】

○委員（仙波憲一） 移动通信施設はどのようなものですか。また、その管理の委託先はどこですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） 平成15年4月に新居浜市と別子山村が合併しましたが、主要幹線道路新居浜別子山線沿いで鹿森ダム周辺から南光院周辺までの約30キロメートルの間が、移动通信体、いわゆる携帯電話の利用ができない地域であったことから、新市建設計画において移动通信用施設を計画し、整備したものです。

具体的には、新居浜市街地から別子山までの光ファイバーケーブルの敷設と、これを通信手段とする携帯電話基地局4か所のことを指します。光ファイバーケーブルの定期ルート巡回業務の保守管理は、NTTフィールドテクノに委託しています。

【近代化産業遺産活用費】

○委員（高塚広義） まず1点目に、別子銅山関連調査及び協議出張旅費とありますが、どのよう

な調査や協議をされましたか。また、活用についてどのような内容について検討されましたか。

2点目、山田社宅等の管理用消耗品購入等とありますが、具体的な内容とその必要性について伺います。

3点目、この事業をどのように評価していますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） まず1点目、出張旅費については、文化庁主催による登録有形文化財事務担当者会や住友山田社宅保存に関する技術指導者との事務協議の出張旅費です。文化庁では、文化財の保存活用に関する先進地事例の研修、また全国各自治体担当者との意見交換、山田社宅については、文化財の保存整備の留意点について指導を受け、現在行われている保存整備に生かしています。

2点目、消耗品については、主に施設の維持管理に必要な清掃用品や害虫駆除の消耗品などを購入し、維持管理に活用しています。

3点目、事業の評価については、本事業は、経常的な経費を計上しており、事務協議のための出張旅費、消耗品購入、老朽化における小規模修理などの維持管理を適正に行えたと評価しています。

○委員（高塚広義） 別子銅山の関連調査は、どのような方がしていますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 関連調査は、端出場については文化庁の補助事業で進めています。山田社宅については、複数棟あり、外国人社宅や鉱山の所長宅など形状が異なるため、文化財の指導技術者の資格を持っている方とお会いして指導を受けました。

午前11時58分休憩



午後1時00分再開

【近代化産業遺産まちづくり推進費】

○委員（越智克範） 別子銅山産業遺産創造塾の開催実績と成果、出席者はどうなっていますか。出席者に対するアンケートなどを実施していれば、その評価はどうなっていますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 開催実績については、県東予地方局で実施していた産業遺産Jrマイスター事業を本市で引き継ぎ、平成27年度から令和元年度までの5か年実施し、延べ56人が受講しています。事業の趣旨として

は、教育委員会の小中学生を対象としたふるさと学習の継続事業として、主に高校生を対象に学習の拡充を図るとともに、産業遺産を生かしたまちづくりを考える人材育成の一環として実施しています。事業の成果については、受講生は、特に新居浜南高のユネスコ部を中心に別子銅山産業遺産を案内するスタディーツアーや各種イベントでの高校生ガイドとして貢献しています。また、卒業後に県外へ就職した場合などに誇りを持って郷土を語ることができる人材、別子銅山産業遺産を生かしたまちづくりに参画できる人材の育成という点において将来的にも貢献できると考えています。年度にもよりますが例年10人前後の参加があり、新居浜南高を中心として市内各校から参加しています。受講生からの感想では、自分が好きな新居浜の歴史を深く知る学習機会であると感じている、歴史からつながる新居浜市の発展を学び将来のまちづくりのヒントを得られる機会となる、新居浜の魅力を若者が知らないと思うので学習成果を活用してSNSなどを使ってもっと若者にも発信したいなど、学習の広がりや効果が認められています。

○委員（越智克範） 出席者の人選はどのようにしていますか。また、講師はどのような方ですか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 人選については、各校に依頼し希望者を募っています。自ら手を挙げたり、先生たちから勧められることもあると聞いています。講師は、別子銅山記念館の館長や広瀬歴史記念館の館長、もしくは自彊舎活動をしている益友会の方など、様々な年代の方です。

○委員（大條雅久） この事業の目的として達成できた点はどのようなものがありますか。近代化産業遺産を新居浜市のまちづくりに活用するため、アピールするためのストーリーをどのように組み立てていますか。別子銅山の産業遺産群は、世界遺産、日本遺産へエントリーしてもおかしくないと思っていますが、これまでの取組の成果はありますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 事業目的の達成については、情報発信として、主に高校生を対象とした別子銅山産業遺産創造塾、市民向けの自然散歩事業などを実施するほか、各種イベントへの協力、特に昨年はえひめさんさん物

語や坊っちゃん劇場の瀬戸内工進曲の上演への協力、市外においては、愛媛人物博物館における広瀬、伊庭、鷺尾のパネル展、観光部局の東京スカイツリーのパネル展への協力、マツダスタジアムでのイベントにおけるパンフレットの配布等の情報発信を行いました。そのほか、山田社宅の樹木剪定等の維持管理を実施しています。

ストーリーの組立てについては、これまで別子銅山産業遺産を語る場合、江戸・明治・大正期の旧別子・東平・端出場地区が中心でしたが、これからは昭和の近代化に焦点を当て、住友山田社宅及び日暮別邸を中心とした星越地区の拠点整備を行い、鉾山の町から工業都市新居浜が形成された歴史過程とその意義にも重点を置いて組み立てることが別子銅山産業遺産の全体バランスから重要であると考えています。世界遺産、日本遺産への取組については、別子銅山産業遺産群は、旧別子から東平、平野部、四阪島まで広範囲に属し、中には住友の管理地や稼働施設もあります。まず骨格、拠点となる遺産の価値の明確化を行うこと、次に後世に伝えるための保存整備が重要な要素となります。これまで住友史料館を中心に住友グループ各社の協力を仰ぎ、旧端出場水力発電所や住友山田社宅の調査報告書を作成し、その価値の明確化を行いました。また、文化庁の指導に基づき、保全活用計画書を策定し、現在はその整備の段階です。世界遺産等については、これらの価値の保存整備に加え、観光ルートの造成や整備も必要となり、より多くの市民の協力を仰ぎながら、一つ一つ進めていくことが大切だと考えています。

【ふるさと応援寄附金推進費】

○委員（黒田真徳） ふるさと納税の新制度への移行に伴い、返礼品について工夫した点、新制度への移行前後での納税額の変化、令和元年度の本市へのふるさと納税の額と、市民の他市へのふるさと納税の額を教えてください。

○加地総合政策課長 返礼品については、総務省の示した基準の範囲内で、物産協会と協力し、キャンプ用品、Hello! NEWPRタオルなど、時流に乗った新しい返礼品の開拓を行い、寄附額の増加を図りました。

ふるさと納税の額については、平成29年度の約5億6,000万円に対して、平成30年度は、4月から返礼品の返礼割合を3割に見直し、12月、平成

31年2月、3月に段階的に、かんきつ、ジュース、ビール等の取扱いを終了し、返礼品の見直しを行った結果、約2億7,000万円となりました。平成31年度は、ふるさと納税指定制度が開始され、総務省の示した基準の範囲内で返礼品の開拓等を行った結果、約3億9,000万円となり、前年比約1.4倍となりました。

令和元年度の本市へのふるさと納税額は3億9,456万9,005円、市民の他市へのふるさと納税額は2億2,192万3,756円で、約1億7,200万円の差があります。

【お試し滞在推進費】

○委員（伊藤優子） お試し期間は何日ですか。主にどの地方から来ていますか。37人が体験されているようですが、移住に至った人数は何人いましたか。

○近藤地方創生推進課長 お試し期間については、お試し移住用住宅貸付規則で申請は利用の7日前まで、利用期間は7日以上30日以内と規定しています。ホテルのような利用を避けるために、最低7日以上からの利用としています。

次に、地域については、全国から利用申請がありますが、関東圏、関西圏からの利用が多い状況です。

最後に、移住に至った人数は、令和元年度は4人です。お試し移住体験後に移住支援住宅に入居した方や移住相談窓口を通じて移住に至った方については把握していますが、移住希望者はいろいろな土地を回ってから決めるなど、時間がかかる方が多いので、正確な人数を把握するのはなかなか難しい面があります。継続的にお試し移住した方と連絡を取りながら、移住に至るように努力したいと考えています。

【三世同居促進事業費】

○委員（伊藤嘉秀） 本年度分と繰越分の利用世帯数と住宅の取得、リフォームの内訳を教えてください。

○近藤地方創生推進課長 まず、令和元年度分は、リフォームに関する補助金20万円が3件、同居による住宅新築の補助金50万円が1件、半径500メートル以内に住宅を新築する近居の補助金50万円が12件です。

繰越分は、同居による住宅新築の補助金20万円が2件、近居による住宅新築が20万円の補助金で7件です。

○委員（米谷和之） どういう成果を期待しているのか、この補助金が三世同居や近居を推進したとどのように判断しているのか、お尋ねします。

○近藤地方創生推進課長 本市で子育て中の世帯を積極的に支援し、人口減少問題を克服するため、市外へ転出する若者を抑制することが目的であり、第1期総合戦略のKPIにも設定し、三世同居・近居を推進しました。本市からの転出抑制という面では一定の成果があったと考えていますが、本補助制度が三世同居・近居の大きな後押しとなったと言いきれない面もあるため、移住、定住につながる、より効果的な事業ができないか、現在、見直しを行っているところです。

○委員（米谷和之） 補助金を利用した方の、市内在住者と市外からの転入者の比率が分かれば教えてください。

○近藤地方創生推進課長 令和元年度は、同居、近居、リフォームで33件の申請があり、そのうち市外からの転入者が3件で、残りの30件はもともと市内に住所がある方です。

【シティプロモーション推進費】

○委員（黒田真徳） 実施したイベントとその効果を教えてください。

○近藤地方創生推進課長 実施したイベントは、ニイハマ写真部まち歩き撮影会と駅前ランドマーク化事業の2つです。

ニイハマ写真部まち歩き撮影会は、新居浜市の写真家木村さんからレクチャーを受けて写真を撮影し、#ニイハマ写真部という項目をつけてSNSで投稿してもらうことで新居浜の魅力を発信するものです。令和元年度は、登り道周辺や日暮別邸など5回開催しています。

次に、駅前ランドマーク化事業は、職員によるHello!NEWプロジェクトの提案により平成30年度から実施しています。駅前自治会、専門学校、駅周辺の企業等と実行委員会を設置し、令和元年度はJR新居浜駅周辺で5回イベントを開催しました。

ニイハマ写真部まち歩き撮影会では、本市インスタグラムのフォロワーが308人から、昨年度830人に増加し、現時点では1,122人となっています。参加者は延べ121人で、ニイハマ写真部の投稿数は5,000件を超え、1日当たり6件の投稿数となっており、本市の魅力発信につながったと考

えています。

駅前ランドマーク化事業では、延べ2,000人の参加があり、市外から多くの方が訪れる駅前でにぎわいを創出できたことは成果の一つであると考えています。また、実行委員会を通じて、自治会、学校、企業など多くの団体の方と協働してイベント企画を考え、駅前から新居浜市の魅力を発信できたことが一番の成果であったと考えています。

○委員（神野恭多） マガジンは新たに制作したのですか。配布した後の検証はどうか。また、平成30年度に開設されたポータルサイトの閲覧数や効果の変化、この事業において直接移住、定住につながった実績、担当課として本市のよさをどのように検証しているのか、教えてください。

○近藤地方創生推進課長 マガジンについては、フリーペーパー#ニイハマ第1号を平成30年度に発刊しており、令和元年度は第2号の発刊となります。首都圏、愛媛県内での本市の認知度向上、イメージアップを図るために制作しており、6万5,000部を配布しています。そのほか、にはま倶楽部、ふるさと定期便でも配布を行っています。

配布後の検証は読者アンケートにより行っており、令和元年度の回答数は806件で、インターネットを介した回答が715件、はがきによる回答が91件、回答者の内訳は、女性が73%、30代から40代が55%です。地域では、関東圏が65%、愛媛県が25%となっています。

東京の駅構内でも配布しているため、北は岩手から南は福岡まで24都道府県から回答があり、最も人気が高かった記事がフードカルチャー、次にあかがねミュージアム、移住定住となっています。また、行ってみたい、おしゃれで内容が濃いなどのコメントも多く寄せられています。

新居浜市をぜひ訪れたいと回答した方が66%、できれば訪れたいと回答した方が33%と高い数字となっており、新居浜のファンづくり等交流人口、移住者の拡大につながるきっかけはつくることができたのではないかと考えています。

次に、ポータルサイトについては、平成30年11月29日にスタートしましたが、同年12月に発刊した#ニイハマ第1号の巻頭インタビューに水樹奈々さんを起用しており、水樹奈々さんの公式サ

イトからポータルサイトにリンクした効果が大きく、12月に9,872件のアクセスがありました。令和元年度は、#ニイハマ第2号を発刊した7月に7,832件、8月に7,581件、プレゼントの締切り前の11月に8,524件と、一月のアクセス数が開設当初から微増となっています。現在は、グーグルなどの検索サイトからニイハマと入力してアクセスする方が6割を超えており、閲覧している方が定着していると考えています。今後は、#ニイハマとの連携によるアクセス数の拡大はもちろん、更新等により内容を充実させて、移住、定住の拡大につなげたいと考えています。

次に、移住、定住につながった実績についてですが、本市の情報冊子やポータルサイトを通じて直接移住、定住につながった実績は現時点では確認できていませんが、令和元年度49人だった移住者が、今年度は9月末時点で50人となっており、これまでのプロモーション効果が出ているのではないかと考えています。

最後に、担当課としての本市のよさの検証ですが、平成28年度末に策定したシティブランド戦略において、本市の強みを5点記載しています。

1点目が、住友グループ企業を中心とした製造業中心の強固な産業構造、2点目が、就職などによる20代前半の若年層の継続的な転入、3点目が、高い合計特殊出生率、現在も四国ナンバーワンです。4点目が、人口減少率が軽微にとどまっている、5点目が、別子銅山の発展とともに新しい仕事生まれ、新しい人々を受け入れてきた歴史と活力です。

ほかにも上げれば切りがありませんが、これら本市のよさを全国に発信し、交流関係人口の拡大、移住、定住につなげたいと考えています。

○委員（神野恭多） 思ったよりすばらしい成果だと感じました。全国津々浦々でシティープロモーションをしており、今言われたのが他市との差別化を図っている点だと受け止めていますが、移住に結びつける場合、教育、経済、観光などのひもづけも必要になってくると思いますが、どういう形で他課と連携していますか。

○近藤地方創生推進課長 第2期総合戦略で目標を定めており、移住、定住につながる施策として教育、経済、観光の事業をひもづけて毎年進捗管理を行っているため、その中で連携して成果を上げたいと考えています。

○委員（神野恭多） 営業活動を進めていく中で一つの成果は見えてきていますが、広域での取組も必要ではないかと思えます。例えばせとうちDMOが立ち上がっていますが、そこの連携を考えたり、実施したりしましたか。

○近藤地方創生推進課長 西条市、四国中央市と3市で定期的に連携して事業を推進していく協議会を設けており、その中で、関東や関西での移住、定住のフェアと一緒に参加するといったようなことは過去にありましたが、せとうちDMOへの参加や連携までは検討したことがないため、3市の協議会の中でも、そういうところも含めて、広域での移住、定住の取組も考えたいと思えます。

○委員（米谷和之） 先ほどの移住件数はどのようにカウントしたのですか。

○近藤地方創生推進課長 市民課に転入の手続に来た方にアンケートをしており、それをカウントしています。簡単な県内共通の調査用紙に記入してもらっています。

【瀬戸内工進曲8K上映事業費】

○委員（伊藤嘉秀） 視聴者数などの活用結果と効果の評価、映像の保存場所、利用予定を検討したのか、映像の著作権はどちらに属しているのか、教えてください。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 視聴者数については、令和元年11月8日から10日までの3日間に各2回、計6回上映し、合計1,015人でした。

アンケート結果については、非常によかったが401人、よかったが246人で合計647人となっています。俳優の演技の声の質はもちろん、映像の臨場感や画質の評価が高いという感想が多く、満足度も高い評価がありました。

効果については、別子銅山について、ミュージカルという新たな側面から広く情報発信を図ることができたと考えています。

次に、映像の保存場所と利用予定についてですが、8K映像は、坊っちゃん劇場に本事業用として映像制作してもらったものを活用し、坊っちゃん劇場に保存しています。8K映像の上映には、専用のプロジェクターや巨大スクリーンが必要であり、またプロジェクターの台数が全国的にも少なく多額の費用が必要となるため、再利用は現在考えていません。8K映像ではありませんが、公

演を映像化したDVDは、公演終了後に制作され、令和2年4月に一般販売が開始されています。

なお、著作権は、8K映像を制作した坊っちゃん劇場の運営会社に属しています。

○委員（伊藤嘉秀） アンケートで否定的な内容があれば教えてください。また、8Kの再利用については今後全く検討しないということでしょうか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） アンケートについては、私の記憶にある限りは、8K映像をしないほうがよかった、全然駄目だなどというものはありません。再利用については、プロジェクター等の経費が下がるなど、上映の経費に合理性がある場合には将来的には再利用もあり得るかと思えます。

【スマートシティ推進事業費】

○委員（仙波憲一） データのプラットフォームの構築とは、どのような内容ですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） 本市の抱える諸問題を解決するためにポイント事業などのシステム構築を推進することを目的に、各種データを連携させることが可能である共通プラットフォームを構築しました。

今回構築したプラットフォームは、オープンプラットフォームF I W A R Eに準拠したデータ利活用型基盤の整備を行いました。このプラットフォームの構築により、地域の活性化や安全など、都市における課題解決に向けて、都市や地域に分散して存在する様々な分野の領域のデータやI o T技術などを活用して収集したデータをクラウド上で蓄積し、共有、分析、加工して提供することが可能とされています。

なお、構築はN E Cのクラウド基盤サービスN E C C l o u d I a a S上に搭載されています。

○委員（井谷幸恵） どのような成果がありましたか。市民の個人情報保護との関係はどのようになっていますか。

○加地総合政策課長 成果につきましては、プラットフォームには、避難所情報、降雨量情報、河川水位情報、河川カメラ情報等が連携されており、現在、ダッシュボードからリアルタイムで確認することができるようになっています。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） 個人

情報保護については、プラットフォームは公開が前提であるオープンデータを取り扱うものであり、個人を特定するデータは利用しないため、個人情報保護との関係はありません。

【公共下水道事業会計繰出金】

○委員（山本健十郎） 公共下水道事業会計繰出金の位置づけを伺います。また、これだけの金額を毎年繰り出しているため、見直しも含めて、繰出金の支出について検討しましたか。

○木俣企画部次長（財政課長） 公共下水道事業については、令和元年度より企業会計に移行しましたが、繰出金は、従前どおり雨水公費汚水私費の原則に基づいて、雨水処理に要する経費は一般会計から負担すべきもの、汚水処理に要する経費は下水道使用料で負担すべきものと区分を明確にして繰り出しを行っています。

汚水処理経費にかかる繰出金については、本来下水道使用料で賄うべき部分のうち現在の使用料収入では不足している部分に対して繰り出しを行っていますが、これについては、使用料の改定により繰出金を減少させることが可能であるため、現在上下水道局と協議を進めているところです。また事業費の増減によって繰出金の額が変更となるため、事業内容も協議していますが、今後も一般会計からの費用負担の観点から、経営戦略の策定に企画部も参画するなど、下水道事業については積極的に関与していきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 汚水については、事業内容も含めて検討していくということですが、公営企業会計になって透明性も増すためいろいろなことが分かってくる、そういう中で今後努力していくという話ですが、再度答弁願います。

○木俣企画部次長（財政課長） 上下水道局からの答弁にもありましたが、今後、下水道事業をどう進めていくかという点については、全体の中で考えていく必要があると思います。使用料については、消費税の改定や企業会計への移行など、様々な事情により、本来は4年に一度の改定が原則でしたが、10年改定できていないため、とりあえずそこをきちんと考えていくというのが上下水道局と企画部共通の認識です。今年度策定する経営戦略の中で、使用料や今後の事業計画をどうしていくかということが明確にされると思うため、そこをきちんと確立していきたいと考えています。

○委員（大條雅久） 過去10年使用料の見直しを行っているということですが、過去の認可区域の見直しに合わせて都市計画税の課税範囲が広がられてきたという点があります。本市の都市計画税の目的、公共下水道事業会計との関連について、内部的な議論をしていますか。

○木俣企画部次長（財政課長） 都市計画税は、都市計画事業に充当するという事で皆さんからいただいているため、下水道事業にも都市計画税を充当しています。それを含めた中で全体の資金計画をつくっていくということになっているため、今回の経営戦略の中でも、その議論にはなっています。

【財産管理費】

○委員（大條雅久） 令和元年度借地料支払状況の表で、西高等学校と公園外の金額がゼロとなっている理由を教えてください。

次に、旧繁本住宅、旧磯浦引揚者住宅、旧新田引揚者住宅について、新居浜市が負担すべき借地料と入居者、利用者からの収入との差額があるのか、ないのか、あるならその理由を教えてください。

○原管財課長 西高等学校については、市が個人から土地を借り受け、県に貸付けをしていましたが、令和元年度から県が直接所有者の方と契約することとなりました。

また、公園外については、国有農地を有償で借り受けていましたが、平成25年度から無償となりました。2つの項目とも過去に金額が発生していたため記載していましたが、来年度からは削除します。

次に、旧繁本住宅等3か所の借地料の合計は257万6,878円、そのうち利用者が負担する貸付料は180万3,075円で、その差額は77万3,803円となっています。差額の内訳は、旧繁本住宅が住宅敷地内道路として30万9,299円、旧磯浦引揚者住宅が住宅敷地内道路及び返還された土地3件分として27万5,047円、旧新田引揚者住宅が住宅内敷地道路及び返還された土地2件分として18万9,457円、この部分を全て市が負担しているため、差額が生じています。

○委員（大條雅久） 既に利用者がいなくなって更地となった土地に関して、地権者に返還するという事は検討しなかったのでしょうか。

また、例えば新田の引揚者住宅には幅員4メー

トルのL型の進入路があり、この進入路を開発道路等の扱いで道路に編入するといった手段もあるかと思いますが、地権者とそういう交渉をしたことはあるのでしょうか。

○原管財課長 旧磯浦引揚者住宅及び旧新田引揚者住宅の返還された土地については、もともと1筆の土地の一部を住友林業から借りており、借りている側の責任として更地にして一括して戻したいと考えております。

道路部分については、開発道路になれば非課税という措置もあるかもしれませんが、非課税になったからといって無償にはできないと考えているため、税金と借地料についてはそれぞれの根拠法令に基づいた事務処理を行いたいと考えています。

○委員（大條雅久） 差額は、道路と既に返還されて借主がいなくなった土地の地代だけですか。地代の未収額はゼロということでしょうか。

また、返還する場合は一括してという答弁でしたが、何年か先には使用者がゼロになるという見込みがあるのでしょうか。

○原管財課長 収入につきましては、旧新田引揚者住宅で1人、繁本住宅で1人の滞納者がいます。

返還のめどについては、借りている方に定期的に返還する意思がないか確認はしていますが、旧磯浦引揚者住宅においては、平成9年に1件建て替えている家もあるため、その分については、返還のめどが立っていない状態です。

○委員（大條雅久） 又貸しにより全体の地代の責任を市が負わなければいけないというところから、どうやって外れるかという検討はしなかったのかということもお聞きしたいです。

また、言葉のあやになりますますが、いずれの引揚者住宅も本市の戦後が終わらないような象徴的な場所のように思えてならないのですが、根本的な解決手段を検討しないのですか。

○原管財課長 根本的な解決としては、全部を住友林業に返還するか、住友林業から市が買い上げるという方向しかないと思っています。

ただ、どうしても所有者の意向が強いと思っているため、その件については、所有者である住友林業の意向を確認してから協議を進めたいと思います。

【庁舎等整備事業】

○委員（越智克範） まず、非常用蓄電池の対象範囲と容量はどのように決定しましたか。

2つ目に、排煙窓改修の仕様と範囲及びその選定根拠をお尋ねします。

3つ目に、ネットワーク防犯カメラの設置位置と監視方法及び活用方法をお聞きします。

○原管財課長 まず、今回の非常用蓄電池は、庁舎地下にある電気設備の制御用の蓄電池です。この蓄電池は、電気設備の制御にのみ使用され、電源の確保としては、非常用発電機が作動することにより必要最小限の電源の供給が行われます。また、容量は、既設と同量のものを更新しています。

次に、今回の排煙窓は議場用の排煙窓で、議場の上部北側に4個設置されており、庁舎建設当時から更新していないため腐食が進み、開閉に不具合が生じているため、更新したものです。

次に、防犯カメラの設置場所は、庁舎1階及び地下の出入口計5か所、設置を希望した課所に計11か所、合計16か所に設置しました。設置目的は、庁舎利用者の事故防止、犯罪の予防、適切な施設管理であり、必要がある場合にのみモニターを閲覧することとしています。

○委員（越智克範） 非常用蓄電池は更新時期が決まっています、その計画に基づいて実施したのでしょうか。また、ネットワーク防犯カメラは、常に監視をしているというわけではなくて、必要ときだけ監視するというのでしょうか。

○原管財課長 非常用蓄電池については、メーカーの目安としては5年から7年ほどであり、適宜点検しているため、10年前後を目安として更新を考えています。以前は平成20年に更新しました。

次に、防犯カメラは、監視というより防犯目的で置いているため、別室のパソコンに自動的にデータが記録されており、基本的には何かがなければそれを閲覧することはしていません。

○委員（越智克範） カメラで記録されている時間はわかりますか。

○原管財課長 データの容量としては約1か月間記録できるようになっており、それを超えれば自動的に上書きされるようになっています。

○委員（高塚広義） まず、市庁舎大規模修繕工事基本設計業務について、どのように検討しましたか。また、庁舎は既に築40年ですが、延命化の視点で行うのか、改修内容について伺います。

2点目に、駐車場の用地購入について具体的に教えてください。

3点目に、ネットワーク防犯カメラはどのようなシステムになっていますか。

4点目、非常用蓄電池更新工事について、全ての蓄電池が更新されたのか、また蓄電池の寿命についても伺います。

○原管財課長 まず、市庁舎の今後の方針としては、大規模修繕を行い、65年間使用する予定です。よって、今後、25年間使用しなければならないので、そのためにはどれだけの修繕が必要かを業務委託したものです。

修繕に数年の期間が必要なエアハンドリングユニット及び外壁については既に着手していますが、照明器具、トイレ等の水回り並びに配管、電気配線等は改修しなければならないと考えています。

次に、購入した土地については、急患センター東側公用車駐車場に隣接した新居浜土地改良区が入っている建物の南側の三角形の形をした土地になります。昨年度は消防防災合同庁舎が完成し、来客者の増加も見込まれていたため、来客用として購入しましたが、少し庁舎から離れているため、来客者だけではなく公用車の駐車場等としての利用も考えています。

次に、防犯カメラについては、庁舎利用者の事故防止、犯罪の予防等を目的とし、庁舎出入口及び1階、2階を中心に、計16台設置しました。このカメラは防犯用としているため、必要がある場合のみモニターを閲覧することとしています。

次に、今回の非常用蓄電池は、庁舎地下にある電気設備の制御用の蓄電池であり、このほかの設備にも蓄電池が使用されています。また、蓄電池の取替え時期は、メーカー側の目安としては5年から7年ですが、適宜点検を行っているため、10年前後を目安として更新を計画しています。

○委員（高塚広義） 市庁舎の使用予定は65年間ということですが、コンクリートの寿命は50年とよく聞きます。その辺の大規模な対策も考えているのでしょうか。また、駐車場用地について、何台程度駐車が可能なのか、教えてください。

次に、非常用蓄電池の設置場所は地下と伺いましたが、浸水等の自然災害等を考慮しなかったのか、上層部への移設を検討したのかどうか伺います。

○原管財課長 まず、庁舎は鉄筋鉄骨コンクリート造りであり、躯体としては65年もつと想定しています。本体に手を加えることは、今のところ考えていません。

2点目の駐車場用地については、いびつな形をしており、駐車台数は上限30台程度と考えています。

3点目の蓄電池の場所については、非常用発電機などほとんどのものが地下にある状態であり、地下が浸水してしまうとこの建物は多分ほとんど使えなくなるため、メインの電気設備については更新するときには地上に上げることを考えていますが、今回の蓄電池については、地上に上げることは考慮していません。

午後 2時05分休憩



午後 2時20分再開

【市史編さん事業費】

○委員（小野志保） 市民への普及事業等とありますが、どのような普及事業をしましたか。

2番目、支出の内訳を教えてください。

3番目、（仮称）新居浜市史0巻の進捗率を教えてください。

○高橋市史編さん室長 まず、市民への普及事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初の予定どおりに実施することができませんでした。計画では、3月7日土曜日に図書館ホールでシンポジウム、銅山峰のツガザクラを実施しようと考え、市政だよりの2月号やチラシでも広報していましたが、2月下旬に、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、やむを得ず中止しました。

なお、市政だよりの新居浜の玉手箱のコーナーも普及事業の一環として平成30年12月からスタートしたもので、現在も継続しています。

2点目の支出の内訳については、主なものとして、非常勤職員2人及び市史編さん審議会委員に対する報酬が401万5,000円、古文書等の史料の分析、整理、及び（仮称）新居浜市史0巻の原稿執筆等に係る謝礼等の報償費が288万6,000円、外部専門家による調査等に係る費用弁償が43万7,000円、住友史料館等外部機関が所蔵する史料の複製物製作等に係る委託料が171万円、画像の分析や原稿編集のためのパソコン等購入に係る器具購入費が67万5,000円、郷土史料や研究用図書

の購入に係る図書等購入費が21万2,000円です。

最後に、(仮称)新居浜市史0巻の進捗率についてですが、(仮称)新居浜市史0巻は、歴史と自然に関するコラムと年表から成ります。令和2年度中の完成を目指しているため、令和元年度にその原稿を完成させたいと考えていました。原稿の進捗率は、コラムが約9割、年表は、基本となるデータベースが完成したため、ほぼ10割と考えています。

○委員(小野志保) 普及活動について、シンポジウム以外の方法を検討しなかったのでしょうか。

○高橋市史編さん室長 ツガザクラが咲く時期に近いほうが良いと考えて3月7日に計画をしていたため、タイミング的に別の事業に切り替えるのが難しかったという事情があります。

【資産税管理費】

○委員(篠原茂) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税の対応についてですが、相続人が不明または相続人が相続放棄して相続財産人となっているもの、及び倒産や解散した法人の名義の課税すべき土地、建物、償却資産が、令和元年度には何件ありましたか。そのうち、昨年度解消した件数は何件でしょうか。

また、1件の解決に要する平均的な職員の時間数はどれぐらいでしょうか。

このような案件は、経費がかかっても、債権者である市が積極的に解決して、税収を確保すべきと考えますが、昨年度どのように取り組んだか教えてください。

○白石総務部次長(税務長・資産税課長) まず、令和元年に相続財産法人が成立し、家庭裁判所への申立てにより相続財産管理人が選任された固定資産は2件です。相続人が不明であるもの、法定相続人全員が相続放棄したことが確認できたものは10件、倒産や解散した法人名義の土地、家屋で清算や処分まで行われておらず、課税上問題になっているものが9件です。

償却資産については、申告による課税であるため、事業者自身の申告もしくは未申告の場合に確認することによって廃業処理をこちらで行い、令和2年度に課税がなくなったものが28件です。

解消した件数については、償却資産28件、相続財産管理人が選任された固定資産2件については賦課替え等により解消しましたが、相続人不明ま

たは法定相続人が全員相続放棄した固定資産は賦課替え等ができていないため、解決していません。また、法人についても解決したものはありません。

解決に要した時間ですが、前述の償却資産28件や賦課替えをした2件については、通常の賦課業務の中での対応となっています。

なお、解消に至っていない、相続人が不明または法定相続権者全員が相続放棄をしているものは、戸籍調査や家庭裁判所などへの相続放棄の照会により、賦課替えができないことを確認しており、この調査や照会などに要する時間は、1件につき10時間で、調査期間は4か月以上を要しています。

2点目の昨年度の対応については、相続されない固定資産の納税義務者を法定相続権者へ賦課替え処理し、納付請求した案件は113件です。相続財産法人や倒産、解散した法人名義の固定資産については、管理業務の経費や報酬となる予納金が必要な相続財産管理人を選任し、資産を換価する方法がありますが、このような資産は他の債権がついている場合も多く、換価に至るまでに費用と時間を要することから、これまで相続財産管理人の選任を行い、積極的に対処することはしていません。

今後は、令和2年度の税制改正による現所有者の申告制度に沿って、適正な納税義務者への賦課替えに積極的に取り組んでいきます。

○委員(篠原茂) 総数は何件ですか。

○白石総務部次長(税務長・資産税課長) 令和元年に死亡人名義になっているものは5,950件あります。これには、相続手続中、賦課替え中、賦課できないものなども含んでいます。

○委員(篠原茂) 総数は5,950件、令和元年度に賦課替えできたのが113件ということですが、これは全国的にも大変問題となっています。法律改正で現所有者の申告制度ができましたが、今後どのようにこの問題を解決していこうと考えているのか、教えてください。

○白石総務部次長(税務長・資産税課長) 現所有者への賦課替えについては、令和2年度に現に所有している者の申告制度及び使用者を所有者とみなす制度の法改正が行われましたが、申告の制度化は賦課替えを補助する制度であり、使用者課税は例外規定であるため、基本的には現状の賦課

替えに積極的に取り組んでいくしかないと考えています。

対象が5,950件あり、調査、照会に要する時間及び期間が10時間と4か月以上を要するため、全てを賦課替えすることは難しいと思っており、今後は賦課替えできない案件への取組も含め、神戸市や霧島市など先進的な取組を行っている他市の例に倣い、調査対策費用や人的な配置も検討していきたいと考えています。

【コンビニ収納事業費】

○委員（藤田豊治） まず、1点目はコンビニ収納科目を拡大しましたが、前年と比べ、収納実績がどのくらい伸びましたか。

2点目は、この事業により滞納がどのくらい減少しましたか。

3点目は、コンビニ収納科目が拡大したことをどのように周知したか、伺います。

○高本収税課長 まず、コンビニ収納の実績については、平成30年度は、軽自動車税の2万1,425件、1億4,049万5,000円でした。令和元年度は、市県民税など6科目で拡大しており、市県民税など税の合計が5万1,467件、9億8,998万9,000円で、国民健康保険料など税以外の4科目の合計が2万1,374件、2億6,263万7,000円、全体合計で7万2,841件、12億5,262万7,000円となっています。このうち、前年度と比較可能な軽自動車税は2,387件、2,118万7,000円増加しています。

今回の拡大については、納期限までに納付してもらうことを目的の一つとしていますが、収税課が徴収等を行う市県民税、固定資産税等の税の納期内納付率は88.54%で、前年から0.82ポイント上昇し、件数も2,386件増加しています。

次に、事業による滞納の減少については、納税意識の向上や差押えの取組強化など、様々な要因が考えられること、また保険料等は福祉部が担当部署であることから、分析、試算が難しい面もありますが、市税については、現年度課税分の徴収率が前年から0.09ポイント上がり99.44%に、また全体の徴収率については前年から0.29ポイント上がり98.15%となり、初めて98%を超えることができました。翌年への滞納繰越額も3億3,441万5,000円で、前年度より約4,000万円の減少となっており、コンビニ収納の拡大が利便性向上とともに、市税の徴収率の向上、滞納額の減少

に一定の効果があったと考えています。

次に、市民への周知につきましては、平成31年4月号の市政だよりに掲載したほか、インフォにはま、市ホームページ、市役所1階のモニター等において周知を行いました。また、通知書の封筒や督促状の表面、納付書などにもコンビニでの支払いが可能であることを明示しています。

今後においても、引き続き周知に努めます。

【選挙常時啓発費】

○委員（藤田誠一） まず、明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集の対象と、どれくらいの作品が集まり、何年ぐらい続いていますか、啓発冊子は何部作成し、どこに配布しましたか。

2点目、高校・高専生対象の選挙啓発講座について、実施高校、参加人数等、どのような講座なのですか。

3つ目、投票率アップのためには、選挙常時啓発が非常に重要と考えますが、常時啓発についてどのように検討しましたか。

○山内選挙管理委員会事務局長（企画部ICT戦略課長） まず、明るい選挙啓発ポスター及び習字作品募集については、市内の小学校、中学校、高校及び高専に通う児童生徒を対象としており、ポスターは公益財団法人明るい選挙推進協会の主催により、習字は市の独自事業として、いずれも20年以上続いており、昨年度はポスターが58点、習字が364点の応募がありました。

次に、啓発冊子については、公益財団法人明るい選挙推進協会が隔月で発行しているV o t e r s という冊子を市内の小学校、中学校、高校ほか公民館等の公共施設及び新居浜市明るい選挙推進協会の委員に約150部の配布を行っています。

また、18歳になり新たに選挙人名簿に登録された新有権者を対象に、選挙や政治の仕組みを分かりやすく読み物にした小冊子を毎年対象者約1,200人に送付をしています。

なお、この小冊子は、公益財団法人明るい選挙推進協会が発行しているものを利用しています。

次に、高校・高専生対象の選挙啓発講座の実施状況ですが、令和元年度は、東高、西高、工業高校は全学年を対象に、南高は1年生、高専は3年生を対象に、全体で約2,500人の生徒が参加しました。講座の内容につきましては、選挙制度の基本的なことや投票することの大切さを聴講形式で実施するほか、参加型の取組として、まちづくり

ゲームやまちづくりシミュレーションといったまちづくりの様々な事業を自分たち自身で選び、その意思表示をすることで、より政治や選挙を身近に感じることができる手法を取り入れています。

また、一部の高校では、実際の選挙で使用している投票箱及び記載台を使用した模擬投票も実施しています。

3点目の、選挙の常時啓発につきましては、平成28年の選挙権年齢引下げの法改正以降、主権者教育と連携した選挙啓発講座の実施機会が大幅に増加しました。また、平成29年に市内高校生等を対象に、あかがねミュージアムにおいて実施した選挙啓発イベント、まちづくりクエスト2017を皮切りに、高専国領祭での選挙啓発ブースの出演、親子が参加する市主催イベントでの選挙啓発コーナーの設置など、毎年若年層をターゲットとした啓発を計画、開催しています。

○委員（藤田誠一） ポスターと習字作品の募集は20年ぐらい続いているということですが、時代も変わっているため、毎年同じではなく、例えば俳句の夏井いつきさんをお願いして募集するというだけでも少しは雰囲気が変わると思いますが、新しいことをしようという考えはないですか。

○山内選挙管理委員会事務局長（企画部ICT戦略課長） 選挙管理委員会事務局でも、常に何か新しいことができないか検討しており、例えば夏には車両を使った移動投票所の実験を行いました。いろいろなPRを行い、今後もいろんなチャレンジを続けていきたいと思えます。

【人件費】

○委員（白川誉） 調理員25人の人件費と平均年齢と平均年収、非常勤調理員の人件費と平均年齢と平均年収を教えてください。

学校給食の年間実施日数と給食がない日の業務内容を教えてください。

病院給食など民間の類似業務と比較し難しいことを前提としてですが、人件費相場とのギャップについてどのように認識しているのか、教えてください。

○高橋総務部総括次長（人事課長） まず、正規調理員については、令和元年度決算で人件費が1億8,338万3,000円、令和2年3月31日現在の平均年齢は57.7歳で、平均年収は約606万5,000円です。非常勤職員調理員については、人件費が7,722万5,000円、平均年齢は44.9歳で、平均年収

は約105万3,000円です。

次に、令和元年度の小学校の学校給食実施回数は平均で168日、学校給食が実施されない日の業務については、夏休みなどの長期休業期間はふだんでは困難な場所の点検や清掃、具体的には、換気扇、調理釜のガス穴、冷蔵庫、冷凍庫などの点検や清掃、食品庫や物品庫の点検や在庫確認などの業務を行っています。学校行事等の関係で給食が実施されない日は、翌日以降の給食用物資の検収や各種日誌や帳票等の作成、点検などを行っています。

次に、人件費相場とのギャップについては、賃金構造基本統計調査によると、民間の類似職種である調理士の平成28年度から平成30年度までの3か年平均年収は305万8,700円であり、年齢構成、業務内容や雇用形態等が完全に一致しているものではありませんが、本市の正規調理員の年収は、これと比較して1.98倍という高い水準であると認識しています。調理員の給与については、国の定める給与情報公表システムに沿って、民間との比較も含め、本市のホームページで公表していますが、集中改革プランにより、平成20年3月に策定した技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針にのっとり、原則退職者を不補充とし、人件費の抑制に努めています。

また、小学校等に勤務する非常勤職員調理員の1時間当たりの時給単価は、令和2年度が938円です。一方、現在、ハローワークにおいて求人されている民間事業者の類似職種は、時間給が800円から1,000円までのところが多く、一概に比較はできませんが、非常勤職員の調理員については、民間業者との雇用条件に著しく格差があるとは考えていません。

午後 2時47分休憩



午後 2時49分再開

認定第2号 第2グループ質疑

【民生児童委員費】

○委員（米谷和之） 決算成果の41ページの相談等の表には防災に関するものが見当たりませんが、これは活動の中に位置づけられているのですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 民生児童委員の活動については、自らも地域住民の一員とし

て、それぞれが担当する地域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たされているものです。

高齢者等の防災に関する活動については、全国民生児童委員連合会が民生委員・児童委員発災時一人も見逃さない運動というものを提唱されているように、民生児童委員の活動の一つとして位置づけられています。

決算成果41ページの表については、国が集計している民生児童委員の活動報告の集計区分に応じて記載されているもので、この集計の項目に防災に関する区分がありませんので、御質問の数字については記載されていないということです。

○委員（米谷和之） 実際にはしているがこの表には表れていないということは、その他に含まれますか。それとも、この表には一切反映されないのですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） この表については、民生児童委員の活動報告には、相談支援件数に関する集計とその他の活動という集計が国の件数にあります。相談支援については6,704件、その他の活動は3万6,951件で、決算成果の件数は、相談支援件数の内容別の集計について記載しています。この相談支援については、分野別の集計もされており、高齢者に関することが3,438件となっています。

その他の活動件数、記載されていない数字ですが、こちらのうち独居高齢者等の要支援の調査等について調査実施把握の項目に含まれており、その数字が5,975件、地域の防災活動については地域福祉活動自主活動が1万601件です。

こうした数字も含めて、民生児童委員の活動の件数ということになりますので、もう少し分かりやすい説明になるような表になるよう今後検討できたらと考えます。

○委員（米谷和之） 民生委員さんの業務としてこの高齢者の防災に関することが位置づけられているとのことですが最終的に何件ぐらいの活動件数を把握されているのですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 高齢者に関する防災の件数というものが直接把握できるような集計にはなっていないので、正確な数というのは把握できていませんが、先ほど申し上げまし

た、その他の活動のうちの調査実態把握の5,975件、それから地域福祉活動自主活動の1万601件という数字とともに、民生児童委員さんの調査実態把握の件数の中に、避難行動要支援者のうち2,744人に対する活動が含まれていますので、少なくとも3,000件以上にはなろうかと思われれます。

○委員（米谷和之） 福祉避難所マニュアルなどには避難所に皆さんが避難した後、福祉避難所にどの方が行くかなどというのは、地域の自治会長さんや民生委員さんが中心になって選ぶということになっています。地域の高齢者の方は福祉避難所等の対象になることも多いでしょうから、民生委員さんは日常的にそういう皆さんとコミュニケーションを取っておく必要があると思います。そのベースとして、この相談の項目として出てきてしかるべきだと思います。

午後 2時55分休憩



午後 2時55分再開

【生活困窮者自立支援事業費】

○委員（河内優子） 1点目に、一番多い相談内容と相談件数を教えてください。

2点目に、現在の体制で十分に対応できたとお考えですか、お伺いします。

○村上生活福祉課長 1点目についてですが、令和元年度における一番多い相談内容は収入、生活費に関するもので、件数は263件です。

次に、現在の体制で十分に対応できたかですが、平成27年度の本事業開始以来、委託先の社会福祉協議会の支援員の相談スキルも毎年向上しており、相談支援に対応できていると考えています。

しかしながら、多くの相談の中で、家計のやりくりがそもそもできないために、そこから派生する経済上の苦境から、二次的、三次的な困難に直面する機会が多いため、家計改善に特化する任意事業等への取組を検討しているところです。

○委員（小野志保） 1番目、令和元年度新規支援者数と継続中の支援者数は何人でしょうか。

2番目、自立につながった支援者数は何人でしょうか。

3番目、生活困窮者自立相談支援事業に関わる職員数は何人でしょうか。

○村上生活福祉課長 初めに、令和元年度の新規

相談者数と継続中の支援者数についてですが、新規相談者数は合計326人となっています。また、継続中の支援者数は26人となっています。生活支援、就労支援や家計改善など、本人に寄り添いながら包括的な支援に努めています。

次に、自立につなげた支援者数についてですが、新規相談者326人中、就労等による収入増で自立に至ったのが15人、家計改善や住居確保支援等により一時的な困窮状態を解消し、自立に至ったのが28人、合計43人が自立を図れたものと認識しています。

次に、生活困窮者自立相談支援事業に関わる職員数についてですが、委託先の社会福祉協議会権利擁護課の職員4人で困窮者支援に携わっています。

○委員（小野志保） 支援者数と職員数4人とのバランスは考慮されたことはあるのでしょうか。

また、増員を御検討されたことはありましたでしょうか。

○村上生活福祉課長 4人でこの事業をやっているという部分については、今年の春先以降はやはりコロナの影響で貸付件数などがぐぐっと伸び、足りないような気配がございます。それが12月まで延長されたということで、それまでの期間、十分やっていただけたらというふうに考えていますが、コロナ以前の状態の職員数について言いますと、現在の職員数で相当できているのではないかと考えています。

また、今後の職員の増員等については、今後の相談件数などの推移を見て、また検討していきたいと考えています。

【障がい者工賃向上促進事業費】

○委員（小野志保） 1番目、平成30年度は197万円、令和元年度91万5,000円、この差は普段洗濯サービスの減少によるもののでしょうか。

2番目、令和元年度は見守り安否確認サービスをしなかったのでしょうか。

3番、結果的に工賃は向上しましたか。向上したのであれば、幾ら向上しましたか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 1つ目の委託料及び件数の減少については、サービス料を減らしたため件数が減ったというよりも、モデル事業としていた本事業を終了するに当たり、利用者にもその旨をお知らせし、終了後の調整を行っていく過程において、結果的に取扱量が下がっていっ

たということです。

2点目の見守り安否確認サービスについては、平成30年度の検証時に他の見守りサービスと重複しているという点がありましたので、令和元年度には行うのをやめています。

3点目の工賃の向上効果についてですが、モデル期間中の受託事業者における平成30年度の効果については、昨年度の決算特別委員会で御説明したように、委託事業所の平均報酬の総和から作業員人数で割り戻して、事業所全体の作業員1人当たり月額1,400円の工賃アップになるという計算となっていました。令和元年度については、業務量が約半分でしたので、工賃向上についてもその半分の1人月額700円ほどであったものと考えています。

【プレミアム付商品券事業費】

○委員（白川誉） 1点目、発行総額6億3,050万円、12万7,500冊を想定して進めたと思いますが、最終的な実績を教えてください。

2点目、この事業での取扱いの店舗数の想定していた数と最終の実績数を教えてください。

3点目、換金されなかった金額はありましたか。金額と取扱いについてもお願いします。

4点目、結果から見えた課題と今回の委託先が旅行代理店だったが、妥当であったと考えているのか、お聞かせください。

最後5点目、ホームページの取扱店舗情報などがもう既に消えているのはなぜなのか、ほかの自治体ではまだ掲載されていますが、理由をお聞かせください。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） まず、最終的な実績、最終的な販売冊数については、4万9,531冊で、金額は2億4,765万5,000円分です。

具体的な購入人数等については、国からは商品券を販売した者の数やその属性、非課税など子育て世代等の属性、個人の購入回数等についての購入履歴の把握はしないという指導もありましたので、その部分については具体的には把握していません。

2点目の取扱店舗数は、まず当初400店程度と想定していました。実際、募集をかけた結果413店舗でした。

3点目、換金されなかった金額は、合計として98万円でした。この98万円については、市の歳入

として処理をしています。国からの指導についても、未使用の商品券の返金に応じることは想定していないということでしたので、市の歳入で処理をしました。

4点目、委託先の選定ですが、今回業種を限定したわけではなく、広く公募をして、プロポーザル方式によって選定をしました。選定事業者との打合せや協議など、事業運営に関わることについても十分協議を行って、事業を滞りなく実施できたと思っています。

5点目、ホームページの掲載については、掲載を続けることによって事業が継続していると思われる、混乱することにもなりますので、事業終了後にはホームページは削除しました。実際コロナの関係で特別定額給付金等、各市においてプレミアムのついた商品券等も発行されている状況もあり、今年度に入って何度かプレミアム付商品券についての問合せもありましたので、こちらのほうは取り消し、リンクを消している状況です。

○委員（伊藤優子） 事業費の内訳はどのようになっていますか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 現年度予算9,097万9,000円と、繰越分634万8,000円も含めた総事業費9,732万7,000円の内訳を説明します。

まず、臨時職員に対する人件費として155万2,000円、印刷製本、資料や請求書、購入希望申請書等の印刷製本費として81万7,000円、対象の方に郵便でお知らせをした郵便料金として326万9,000円、事業実施及びシステム改修の委託料として4,205万8,000円、パソコン使用料が10万円、プラスプレミアム部分の負担金として4,953万1,000円の合計9,732万7,000円です。

○委員（高塚広義） 1点目、消費税率等の変更に合わせて、低所得者や子育て世帯に対して商品券を販売するとありましたが、想定した世帯と実際に売れた商品券の枚数について予想どおりだったのか、お伺いします。

2点目に、地域における消費を喚起、下支えするためとありますが、この事業をどのように評価しますか、お伺いします。

3点目に、商品券を使われた消費者の声、また商品を扱った小売店様の声などを聞いていますか、あったらお伺いします。

4点目、この事業を幅広く市民へ周知するた

め、どのように取り組みましたか。周知、広報は十分だと思われませんか、お伺いします。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） まず、1点目の実際の販売枚数等の実績と結果ですが、最初の想定の対象者数については、非課税者が2万2,500人と子育て世帯分3,000人の合計2万5,500人と想定しており、非課税者からは8割程度、子育て世帯分からは全員から購入されると想定しました。その後、市民税が確定して、最終的に非課税者は対象者が2万480人でしたが、商品券購入の申請者数が9,410人、申請率が46%となり、想定よりは随分低い申請率でした。子育て世帯の子供の数は3,000人の想定のところ、3,078人だったので、どちらも子育て世帯については想定されたとおりでした。

また、商品券の購入引換券を1万2,467枚お送りしましたが、最大販売数は1枚につき5冊購入できますので、1万2,467掛ける5で6万2,315冊売れる予定のところ、実際の販売者数については4万9,531冊、購入率は79.5%となり、どちらも低い数字であったという結果でした。

2点目のこの事業の評価については、3点目の小売店の声などの部分の回答にもなりますが、小売店へのアンケートによると、この事業が自身の店舗の売上増につながったり、来客数の増加があったと回答されているのが3割程度、変化がなかったという回答が7割弱、また経済活性化に有効であったのかという問いに、多少とも有効であったとの回答が6割程度ありましたので、事業の目的である低所得者や子育て世帯への消費税上げの影響を緩和すること、地域における消費を喚起、下支えすることにはある程度はつながったものと考えています。

事業に対する総合的な評価は、国の予算によって実態調査を行うことを検討しているため、全体としては国により今後評価がされていくものと考えています。

3点目は、先ほどの答えにも関係しますが、消費者に対してはアンケートを実施していませんが、小売店には先ほど申し上げたようなアンケートを実施して、多少とも有効だったのではないかと考えています。

また、コールセンターで受けた電話の中には、お得な商品券であるので、ぜひ購入したいという声もちろんありましたが、低所得、収入が少な

いので、商品券を購入するお金がないという声もあつたとお聞きしています。

最後に、広報や周知については、今回の事業は、対象者が非課税者及び子育て世帯に限定されており、対象者全員に郵便で案内を行っています。そのほか、購入の漏れがないように市政だよりやホームページ、インフォにはま、施設へのポスター掲示、チラシの設置により事業全体の広報もしました。また、運営委託業務の中でも、広報業務としてホームページを作成してもらい、新居浜市における具体的な商品券の購入の方法や、使用期間の広報も行っています。国によっても、テレビ全国114局やラジオ、新聞などによって広報も行っていますので、十分できたものと考えています。

【予防給付ケアプラン作成事業費】

○委員（黒田真徳） 1つ目に、プランの作成には何人ぐらいの方が携わっているのでしょうか。

2つ目に、プランの対象となる要支援認定者は何人くらいになるか、3年間の推移を教えてください。

また、3つ目に、課題として考えられることがありましたか。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

まず、1つ目ですが、プランの作成のために、地域包括支援センターの職員13人と市内委託支援事業所52件及び市外委託支援事業所10件に所属する介護支援専門員が携わっています。

2つ目、プラン対象となる要支援認定者の過去3年間の推移ですが、平成30年3月末1,985人、平成31年3月末2,005人、令和2年3月末2,113人です。

3つ目ですが、高齢者それぞれに個人差があるため、個々に応じた介護予防や自立支援につながるようなケアマネジメントを行い、ケアプランを作成するよう努めていますが、介護サービスに依存してしまうケースがあり、それが課題として挙げられています。そういったケースについては、地域ケア会議を開催し、多職種が協働でケアマネジメントを支援し、介護予防や自立支援につながるよう努めています。

【敬老地域ふれあい事業費】

○副委員長（藤原雅彦） 1点目、対象人数に対する参加者の割合は、2点目、ここ5年間の参加者の推移は、3点目、2014年からこの敬老地域ふ

れあい事業が始まったと思いますが、その成果としてどのように認識していますか。

○久枝介護福祉課長 まず、対象人数に対する割合ですが、対象人数に対する割合は、対象となる人数を令和元年度末時点の人数である2万9,741人とすると約21.5%となります。5年間の参加者の推移としては、平成27年度で5,965人、平成28年度が5,779人、平成29年度が6,243人、平成30年度が6,266人、令和元年度が6,392人です。

3点目、成果をどのように認識しているかについては、敬老地域ふれあい事業は高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進を推進することを目的としています。敬老事業は、高齢者にとって地域で交流できる大切な場です。主催者の自治会のみが費用負担を行うよりも、交付金として市が支援することで、より活発な敬老事業開催につながり、高齢者の社会参加促進を図ることができると考えています。今後も、引き続き敬老地域ふれあい事業を継続してまいりたいと考えています。

【手話通訳I o T推進費】

○委員（大條雅久） まず、推進費82万円の支出内訳と事業内容について御説明ください。

また、この事業についてですが、通常パソコンで使える汎用ソフト、SkypeやZoomでは対応できない高度な利用内容でしたか。

あと、利用登録をしている人数と昨年の利用実績を教えてください。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） まず、推進費82万円の内訳については、システムの利用料が36万円、本庁に設置しているパソコンの使用料が15万円、各支所に設置しているタブレットパソコン3台の使用料が24万2,400円、それからその消費税で、これらの中にインターネット回線の利用料や通信料も含まれています。

事業内容としては、聴覚障害者等の手話によるコミュニケーションが必要な方が、各支所に設置したタブレット、あるいは個人のスマートフォン等を利用し、地域福祉課に設置したパソコンを通して手話通訳者と手話による会話をを行い、行政サービスの手続等に関する支援を行うものです。

次に、汎用ソフトでは対応できない高度な内容であったのかですが、平成29年度の導入の際の検討においては、通信の安定性と安全性から本シス

テムを採用したものです。ネット回線を利用して手話で個人からの相談を含む行政サービスを行うということですので、画像の停止や遅れ、乱れ等が起こらないこと、それから聴覚障害者個人にパスワードを付与するなどによりアカウントの乗っ取りや盗み見等の危険がないこと、登録後の初期設定の必要がなかったこと等の特徴により現システムを採用しました。

今後、長期契約終了後についての検討に際しましては、大容量高速通信環境の整備やハードにおける処理能力の向上、ソフトウェア通信回線における暗号技術の向上が見込まれることから、改めて汎用ソフトの利用も含めた検討を行うことになると考えていますが、前回の選定の段階で、利用内容自体はほかの汎用ソフトでも利用可能でありましたが、行政としてサービス提供をするに当たっての本システムの特徴や利点について検討して採用したということです。

3点目の利用登録の人数とこれまでの利用実績についてですが、平成30年に21人、今年10月1日現在で19人の登録となっています。

利用実績としては、平成30年度が60件、令和元年度が14件、令和2年度が、昨日までで8件となっています。

本市としては、ふだん御利用の必要のない方でも急に必要になることも想定していただいて、聴覚障害者団体や手話サークルを通じて登録利用を心がけているところです。

○委員（大條雅久） 長期契約ということで平成30年の導入金額が77万6,000円で、ほぼ半額が国庫支出金37万2,000円、県から18万6,000円、一般財源が21万8,000円で、今回は81万円全額が市の一般財源ですが、なぜですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 導入年の国のメニューの中にこのようなI・Tを活用したシステムの導入に関するものがあり、国、県からの支出がありました。翌年、国からの通知を確認するとそのメニューがなくなっており、その結果全額が市費となっています。

○委員（大條雅久） 導入当初の持ち出しはほぼ4分の1の21万8,000円、それが続くということで5年の契約をしたのですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 財源が続くかどうかについては、これはほかの事業もそうですが、国の障害者福祉に関する施策の国庫からの

支出は毎年メニューが変わりますので、必ず続くということではないというのは理解していました。

ただ、この種のサービスについて、今後、新居浜市において必要であろうということで、導入を図ったということです。

午後 3時25分休憩



午後 3時37分再開

【子育て応援パスポート事業費】

○委員（伊藤嘉秀） 利用者数と主な利用内容を教えてください。

それと、パスポート配布数1万2,780枚、協力店舗数116店舗ですが、十分な利用者数であるか、効果の評価を教えてください。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 支出額12万9,000円の内訳ですが、10万8,570円がカード型パスポートの印刷費、2万868円が郵送費で、全て事務費で、店舗のサービスに対する補填はありません。

次に、効果の評価ですが、登録店舗及び利用者へのアンケート調査を行い、その結果として、回答のあった36店舗のうち33店舗で利用があり、利用頻度は年に数回というものが一番多かったが、その中には毎日利用があるという店舗も4店舗ありました。また、未就学児や小学校低学年の家庭の利用が多いとの結果でした。利用者からは、パスポートを利用した店舗数は1店舗から2店舗で、飲食店の利用が多いという結果で、サービス内容についても普通、やや満足、満足と回答した方がトータルで80%を超えていました。

このパスポートの交付によって、子育て世帯に対しては、金額は少ないものの、経済的な支援とキッズスペースの確保など、子育て支援に店舗が積極的に関わっていることを知ってもらえたようなこと、事業者にとっては子育て世代へのサービスによって来店者数の増加やイメージアップにもつながったものと考えています。

【私立保育所一時預かり事業費】

○委員（山本健十郎） 昨年も施設を増やしたように思いますが、この事業はどういう内容で進めていますか。

子育て支援の一環で取り組まれ、非常に評判がいいようですが、事業所を増やしていくような拡大については検討をしていますか。

○伊藤福祉部次長（こども保育課長） まず、1つ目の事業内容についてですが、私立保育所一時預かり事業は、利用児童数が定員に達していない場合に定員の範囲以内で受け入れる余裕活用型という区分で、昨年度は6施設で実施しました。具体的には、新居浜市在住で保育施設に入所していない就学前の児童を、保護者が仕事や入院や出産などで緊急に保育が必要や、育児疲れなどのリフレッシュなどの理由で保育施設が預かります。

利用料は1日が1,500円、半日給食ありが1,000円、半日給食なしが700円、それとは別に、預かり時間を超えたときの延長保育料が30分200円です。その利用料を1人1日当たりの国の基準額2,400円から差し引いた金額を施設に対して補助しています。

2つ目の事業の拡大について検討したのかについてですが、私立保育所一時預かり事業は、定員に余裕があって、一時預かりが可能かどうかは各施設の判断となりますので、施設から事業実施の申出があればそれに応じて事業を実施しています。また、新規開設した施設には市から意向を確認し、令和2年度には新規開設の1施設が新たにこの事業を開始しています。

○委員（山本健十郎） 一時預かりは2時間以内や3時間以内などとお聞きしますが、制限はありますか。

○伊藤福祉部次長（こども保育課長） 一時預かりの時間制限は、1日であれば8時半から16時半まで、半日ならば8時半から12時半まで、給食なしなら8時半から11時半まで、午後なら13時半から16時半までとなっています。

○委員（山本健十郎） 時間的に午前や午後などというのではなく、一時預かりは2時間以内などという話を聞いたが、それはどうなのですか。

○伊藤福祉部次長（こども保育課長） 2時間という制限はありません。

○藤田福祉部長 補足をします。先ほど言った2時間や1時間、あるいは3時間という時間単位の預かりについては、私立保育所一時預かり事業とは別に、子育て支援拠点施設を利用した一時預かり事業があります。その場合は時間単位で預かることになっており、給食がないことから、1回に預ける時間が3時間までということになっています。

【生活保護費】

○委員（井谷幸恵） 1点目、諸収入というのは具体的にどういうものでしょうか。

2点目、通院や買物で車の保有を認めた裁判例があるそうですが、車の保有についてはどうなのでしょう。

3点目は、捕捉率はどのくらいでしょうか。

○村上生活福祉課長 まず、諸収入についてですが、具体的には生活保護費の返還金です。

次に、車の保有についてですが、生活保護の適用において一律に不可としているわけではなく、おおむね6か月以内に就労による自立が確実に見込まれる場合や障害者や障害児の通院などにおいて車での通院以外考えられない場合などで保有、使用を認めています。

次に、捕捉率についてですが、生活保護関係の統計の中での捕捉率は算出しておりませんが、保護率については毎月算出しています。令和2年7月の保護率は10.58パーミルとなっています。

【救急医療体制整備費】

○委員（高塚広義） 1点目に、受診者数はどのように推移をしていますか。

2点目に、在宅当番医制が前年度より増えている原因は。

3点目に、現状の課題と対策をどのように検証されていますか。

4点目に、救急医療体制の確保という観点にて東予東部圏域で協議されていますか。

○東田保健センター所長 まず1点目、受診者数の推移についてですが、内科・小児科急患センターの受診者数ですが、令和元年度については夜間診療受診者数2,565人、前年度が2,667人、深夜診療受診者数が892人、前年度が937人、休日・夜間診療受診者数979人、前年度が1,013人と年々少しずつ減少しています。休日診療受診者数は3,801人、前年度が3,784人でほぼ横ばいの状態です。

次に、在宅当番医制が前年度より増えている原因についてですが、在宅当番医については、診療科目が外科のみで、新居浜市医師会に委託しており、受診者数について医師会から報告がありますが、診療内容等については各病院の受持ちになりますので、市で把握はできておりません。今回医師会にも確認を行いました。外科診療です。特に理由はないとの御返事でした。

次に、現状の課題と対策の検証についてです。

現在の内科・小児科急患センターは、旧林内科の建物を賃貸借して、新居浜市医師会が診療業務を実施していますが、建物の老朽化等により新しい急患センターを建設する必要があります。新居浜市医師会の意見を聞きながら、できるだけ早い時期に急患センターの建設を進めていきたいと考えています。

また、将来の医師不足に対応するため、新居浜市医師確保奨学金貸付制度を運用していますが、応募資格条件が厳しいことから、応募者が増えないと判断して、平成31年4月に市内の高等学校卒業の条件、令和2年4月に本人または保護者が新居浜市民という条件を外すため、それぞれ条例改正を行いました。

その後、今年度、市外住所地の方から応募していただき、先日、2人目の奨学金貸付が決定したところです。

次に、救急医療体制の確保という点での東予東部圏域での協議についてですが、東予東部圏域の小児一次救急医療体制について、平成29年度から東予東部3市の医療対策担当者会を開催しており、各市の救急医療の現状や情報を共有して、小児一次救急医療体制の広域化について協議を続けています。

今年度については、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、現在のところ、会議を開催できていませんが、近日中に協議の場を設ける予定となっています。

○委員（高塚広義） 急患センターの現状と課題にあったが、現在の建物のリミットは何年ぐらいまでで、いつまでには新しく建て替えが必要ですか。

○東田保健センター所長 令和6年3月末まで賃貸借の契約をしており、令和6年4月には新しい急患センターを建てて、開業という形を考えています。

○委員（神野恭多） 東予東部圏域でしっかり話し合いをされて、例えば現在急患センターの利用で新居浜市民でない方の利用もかなりあり、現在コロナの関係もあるが、そういったところに対してのお話し合いは進められていると理解してよろしいですか。

○東田保健センター所長 そのとおりですが、東予東部圏域での西条市、四国中央市との会議を毎年続けており、考え方としては、現在、西条市と

四国中央市から一次、要は急患センターに夜間等のお客さんが流れてきていますので、その部分を新居浜市の急患センターで一手に引き受けて、それぞれの市から負担金をいただくという方向で、今現在、相談、協議を重ねているところです。

【新居浜市医師確保奨学金貸付事業費】

○委員（神野恭多） 問合せの実績を教えてください。

地域枠の活用、獲得に対して本市のお考えをお聞かせください。

○東田保健センター所長 令和元年度の医師確保奨学金貸付事業に係る問合せについては、2人目の奨学金貸付け者の方から、住所要件や同種の奨学金等について質問がありましたほか、医療機関のポスターを御覧になってお問合せいただいた方など、2人の方から計3回のお問合せがございました。

地域枠の活用、獲得に対しての考え方ですが、地域枠は愛媛県が実施している地域医療医師確保奨学金制度のことであると考えていますが、愛媛大学医学生に6年間奨学金を貸し付け、9年間知事指定の医療機関で勤務した場合に全額返還免除とする制度です。また、奨学金貸与医師が配置された市は、奨学金貸与額のうち生活費相当額月10万円、6年間で合計720万円ですが、これを9年間の義務的な勤務満了後に負担金として市が県に支払う仕組みとなっています。

この医師の配置については、毎年県が配置要望調査を行い、指定医療機関から市に提出される要望を市が取りまとめた上で県に提出し、その要望と県が選定する医師数が少ない圏域、また医師数が少ない病院のマッチングにより医師が配置される仕組みとなっています。

新居浜市としても、医師確保対策の一つとして重要視している事業ですので、要望提出に際して指定医療機関である4つの総合病院長と協議の場を設けるなどして、一人でも多くの医師が本市指定医療機関に来ていただけるよう取り組んでいます。

【子育て世代包括支援センター運営事業費】

○委員（藤田豊治） 1点目は、核家族化の時代において、子育ての手助けになる大変よい事業ですが、どのくらいの利用者がいましたか。

2点目は、事業運営の中で困ったことはありま

せんでしたか。

3点目は、相談後の反応はどうだったのか、喜びの声等があれば教えてください。

○東田保健センター所長 まず、1点目、利用実績については、母子健康手帳発行時の健康相談が835件、ハイリスク妊婦への支援計画策定が239件、フォローのための家庭訪問が97件、電話相談が1,656件、来所相談が314件ありました。

次に、母子健康手帳アプリについては、平成30年8月から導入し、令和2年3月末現在の登録件数は620件です。また、関係機関連絡会として産婦人科医療機関や子育て支援機関との連絡会の開催など、関係機関とのネットワークの強化を図っています。

2点目、事業運営の中で困ったことはなかったかですが、すまいるステーションの認知度が低く、まず施設の説明から行う必要がありました。また、核家族化や地域のつながりが希薄化する中、孤立感、負担感を抱える妊産婦が増加しており、ハイリスク妊婦が全妊婦の3割程度を占めており、相談内容は個別性が高く、多岐にわたってきていますので、対応に苦慮する場合もございました。他の関係機関と連携し対応していますが、個人情報保護の観点から、他の機関との連携の範囲にも限界を感じる場合があります。

今後は、受入れが難しい対象者との関係づくりや関係構築が困難な事例の関係づくりについても、専門スタッフのスキルアップのための研修をしながら、よりよい支援ができるような体制づくりを行ってまいりたいと考えています。

3点目、相談後の反応について、喜びの声があればということですが、相談後の反応としては、仕事などで母親学級を受講できなかった妊婦やその旦那さんに個別対応したことで自信がついたであるとか、安心したというお声をお聞きしたり、妊婦に起こりやすい体調の変化を夫に伝えることで夫の意識変化が見られたりすることもあります。

また、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度の説明や妊娠経過をお話する中で、先の見通しがつき、ほっとされる様子の方が多いというのが印象です。

また、相談から産後ケア事業につながる事が多く、11月号の市政だよりも掲載予定ですが、産後ケアの事業利用者からは、おっぱいの調子が

よくなりうれしい、精神的にも体力的にも回復できた、助産師に教えてもらったことを自分のペースでできるようになり、自信が付き、安心して育児に取り組めるようになった、助産師さんが丁寧に親切にいろいろ教えてください、1か月健診で聞けなかったことも含め、自分の中で解消できた、助産師にいろいろサポートしていただき、新居浜で初めての子育てができてよかったと思うなどの喜びと感謝の声をいただいています。

また、市役所子育て支援課内にサテライトを設置していることにより、庁内にあるというメリットを生かし、相談内容によっては各種手当や保育園、母子の就職活動など、必要に応じて直接話を聞けるよう担当者につなぐことができますので、不安解消の一助となっていると考えています。

【受験生予防接種助成費】

○委員（小野辰夫） 対象者2,229人、助成者数964人、助成率43.2%であるが、どのような方法で本人に伝えていきますか。

それから、100%接種していただくのが理想ですが、助成率アップを検討しましたか。

○東田保健センター所長 まず、どのような方法で本人に伝えているのかですが、当該事業の対象者である中学3年生、高校3年生の年齢に相当する方には、10月上旬に助成券等個別通知全件通知を実施しています。

次に、100%接種していただくのが理想であるが、助成率アップは検討したのかですが、季節性インフルエンザはB類疾病の予防接種であり、個人の予防目的のために行い、個人の意思と責任で接種を希望する任意接種の位置づけであり、義務ではないことと、A類疾病と異なり、市としても積極的勧奨ができないこと、助成が全額助成でないことから助成率が伸びなかったと考えています。

ただ、今年度については、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が予測されるため、季節性インフルエンザの予防のため、周知方法の拡大として、市政だより、ホームページに加え、市のLINE、ツイッター、メルマガ、フェイスブック等での発信を行いました。

○委員（高塚広義） 2,229人の対象者に対し、助成者数が964人で助成率43.2%ということですが、当初の想定人数をどの程度予測されていたか。

保護者、生徒からの御意見や御要望はありましたか。

○東田保健センター所長 まず当初の想定人数については、季節性インフルエンザは、これも任意接種のため、接種状況についての把握はできておりませんので、定期接種である高齢者インフルエンザ予防接種の接種率を参考にして、接種率を50%想定と予測していました。

次に、保護者や生徒からの御意見、御要望があったかという御質問ですが、本事業については、人生の大切な節目を迎える中学3年生、高校3年生の年齢に相当する方を対象に予防接種費用の一部を助成し、子育て世代への経済的支援を図ることです。

中学3年生及び高校3年生の年齢に相当する方の保護者からは、進学等で経済的に負担がかかる時期に接種料金の全額負担から1,000円でも自己負担金が減って接種できたことはとてもありがたい、助かったとの声を多くいただきました。

要望については、全額負担していただきたいという声も伺っています。

○委員（高塚広義） 1点目は、中学3年生と高校3年生ということで、もちろん学校に出てこられている方には十分周知はされていると思いますが、今現在、学校に出てこられていないような児童生徒に対しての周知をどのようにされましたか。また、予防接種の必要性を十分に周知というか、丁寧な説明をされたのか、もう一度お伺いします。

○東田保健センター所長 1つ目の質問については、学校に出てこられていない方についても全件通知をしています。

あと、2つ目の質問についてですが、学校を通じて予防接種の大切さを通知しています。

【国民健康保険事業特別会計】

○委員（越智克範） 1つ目、収入未済額の減少に対してどのような対策を実施しましたか。

2つ目、平成30年度から開始した国保の県単位化の効果はどう評価しましたか。

また、市の事業に影響しているとしたらどのような内容で影響していますか。

3つ目、昨年度の加入率について、市はどのように考えていますか。

○近藤福祉部次長（国保課長） まず、収入未済額の減少対策です。

国保料の未収額については、次年度の滞納繰越額となることから、様々な収入率向上対策に取り組んでいます。

具体的には、相談員の訪問等での納付勧奨を行うことによる初期対応の迅速化及び新規滞納者発生の防止、また支払い能力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対する預貯金、給与等の差押えなどの対策を実施しています。

その結果、収納率においては、県内11市中2位という高い納付水準となっていることから、今後においても、納付水準の維持及び未収額の減少に向け有効な対策を検討してまいります。

次に、平成30年度から開始した国保の県単位化の効果及び市の事業への影響です。

国保の県単位化により愛媛県が国保財政の運営主体を担うこととなり、保険給付に必要な費用が県交付金により賄われることから、県内自治体の安定した国保運営が行えることとなりました。また、県単位化施行後も資格や給付の手続、保険料の賦課徴収業務、特定健診など市民にとっての身近な窓口は引き続き各自治体が担っていますので、市民サービスの低下などの弊害は現在のところはございません。

今後においても、愛媛県及び他の市町と連携を図り、県単位化による長所を生かした事業の推進を行うことによって、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、昨年度の加入率についてです。

新居浜国保の人口に対する加入率は微減傾向にあります。要因として、国保加入者の多くを占める第1次ベビーブームに当たる被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行したこと、国の制度改正により社会保険加入要件が緩和されたことにより、国保から社会保険に移動したことなどではないかと考えています。

今後も、我が国の少子高齢化の現状を踏まえ、国保加入率の減少はしばらく続くものと考察しています。

○委員（井谷幸恵） 1点目、滞納繰越分、不納欠損額、未収額、収納率についてどのように見えていますか。

2点目、滞納者数は他市と比べてどうですか、どのように見えていますか。

差押えの件数の推移はこの3年間いかがですか。

滞納者の生活の様子はどのようなんでしょうか。

○近藤福祉部次長（国保課長） まず、滞納繰越分、不納欠損額、未収額、収納率の考察についてです。

令和元年度の国保料滞納繰越分の徴収率については44.20%で、県内11市中4位となっており、現年分と合わせた徴収率は91.56%で、11市中2位と高い徴収率で推移しています。

しかしながら、約1億4,600万円の未収額、約2,600万円の不納欠損額を計上していることから、被保険者の費用負担の公平性に鑑み、適正な徴収業務を行うことにより、未収額、不納欠損額の削減に努めてまいります。

次に、滞納者数の他市との比較及びその考察、また3年間の差押件数の推移です。

自治体によって人口が異なるため、滞納者数での比較を行うことができませんが、令和元年度の県内11市の徴収率を見てもみますと93.68%から86.20%の徴収率で推移しており、本市については91.56%と県内2位であることから、徴収率から考察すると、滞納者の比率は比較的少ないのではないかと考えています。

また、過去3年間の差押件数については、平成29年度は130件、平成30年度は67件、令和元年度は133件となっています。

次に、滞納者の生活の様子です。保険料を滞納したことによる差押えについては、資力があるにもかかわらず納付を行わない被保険者を抽出した上で、国が定める最低生活費を控除し、差押えを実行しています。そのため、現在までにおいて差押えを実行したこと起因した生活苦等の苦情や大きなトラブルの事例はありません。

【介護保険事業特別会計】

○委員（米谷和之） 令和元年度の当初予算編成に係る議会要望事項に対する回答の中で、運転免許自主返納促進と連携したデマンドバス事業など、高齢者の足確保への取組の促進という要望に対して、生活支援体制整備のための協議体を立ち上げ、平成30年度から買物弱者や交通弱者対策について地域住民と協議を始めたところであり、引き続き具体的対策について協議を進めるという回答をいただいています。

そこで、この立ち上げられた協議体の概要についてと、具体的な対策についてどのような協議を

行われたのかについてお伺いします。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

まず1点目、協議体についてですが、協議体は地域の様々な生活課題について、住民組織と一緒にそれらを協議する場であり、現状では地域ケアネットワーク推進協議会等において、ブランチ、コーディネーターが中心となって話し合いを行っています。運転免許自主返納についても議題に上がっており、高齢者の交通事故等について警察による講演を実施したり、免許返納後の支援や社会資源について情報提供を行ったりしています。

2点目の買物弱者、交通弱者については、地域包括支援センター内で地域課題等の解決に向けた協議を行う地域ケア推進会議において、今年度地域課題に挙げ、加齢等で自家用車の運転ができなくなっても買物に困らない地域づくりを目指して協議を行っています。

その対応策として、高齢者の買物実態を把握する、高齢者やその家族等支援者に買物支援に関する社会資源や公共交通機関利用方法について周知する、高齢者の買物を支援するための社会資源の開発を行うといった方向づけを行い、具体的な対策について現在協議を行っているところです。

○委員（篠原茂） 収入の保険料が前年度に比べ約8,400万円少なくなっているのは、消費税引上げによる影響でしょうか。低所得者の保険料の軽減強化によるものと考えてよいのでしょうか。この軽減強化による減額分は、国、県、市で負担するとのことでしたが、決算上はどのようにになりましたか。

そして、収支状況で翌年度繰越額がなくなり、準備基金、繰入金を収支で合わせていますが、過去数年間あった翌年度繰越金が無くなった要因は何でしょうか。介護給付費準備基金の現在高はどれくらいになっていますか。

○久枝介護福祉課長 まず、保険料が前年度に比べ減額となった要因ですが、令和元年度10月から消費税率10%への引上げがあり、段階的に低所得者の介護保険料の軽減を強化するということになりました。この軽減強化による減額分については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することとなっており、繰入金のその他一般会計繰入金に含まれています。

次に、令和元年度の繰越金がない原因ですが、国費の介護給付費負担金の額が少なくなったため

です。国が負担金の額を決めて市にいただくこととなりますが、ここ数年間は多めに年度内にいただいで、精算して、返還するという形になっていました。

ただ、令和元年度については、保険給付費が前年比で増加したにもかかわらず、年度内に国からいただく額が少なくなったもので、介護給付費準備基金を5,537万8,000円取り崩した形で収支を合わせています。これにより、令和元年度決算後の介護給付費準備基金の現在高は7億6,041万7,474円となっています。

○委員（篠原茂） 次に、平成30年度から始まった地域支援事業費ですが、栄養改善個別指導事業、地域リハビリテーション活動支援事業、在宅医療・介護連携推進事業は、2年を経過しましたが、どのような実績、成果がありましたか。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

栄養改善個別指導事業は、要支援・事業対象者等、生活機能の低下が見られる高齢者に対して、管理栄養士や保健師、作業療法士などの専門職が個別に訪問し、3か月程度の生活改善プログラムを実施することで要介護状態になることを予防する事業です。

この事業の実績、成果については、平成30年度は、主に栄養改善を行い、高血圧や腰痛等の改善が図られました。令和元年度からは、複数の専門職が口腔ケアや運動に関する指導、社会資源情報の提供など複合的なプログラムを実施するよう改善し、身体機能の向上に加え、生活全般に対する意欲の向上や生活改善にもつながりました。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業は、介護予防事業等にリハビリテーション専門職が関与することで、専門的かつ効果的な取組となるよう強化する事業です。

この事業の実績、成果については、平成30年度は、愛媛県リハビリテーション専門職協会に委託し、市と協働でPPK体操及び健康長寿地域拠点運営のガイドラインを作成し、体操指導や拠点運営支援を標準化することができました。令和元年度は、平成30年度に作成したガイドラインを活用し、地域で体操指導するための市民体操指導士を養成しました。

次に、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方が必要な高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サ

ービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携のために必要な事業を行うものです。

この事業の実績、成果については、平成30年度は、医療関係者と介護関係者に対しこの事業についての講演会の開催、市民への事業を普及啓発するためのパンフレットの作成などを行い、医療関係者と介護事業所の連携が図られるとともに、在宅で生活する高齢者に医療と介護についての仕組みを紹介できるようになりました。

令和元年度は、高齢者に関わる関係者間で情報が共有できるよう、お薬手帳に貼付する医療介護連携メモの作成、配布、市民に在宅でできる医療と介護を理解してもらうための在宅医療・介護あんしんまるわかりフェアの開催、高齢者が人生の終末期に自分の希望を書き留めておくエンディングノートの作成、配布を行いました。その結果、高齢者に関わる関係者の情報共有、高齢者に必要となる医療と介護の普及啓発、人生の終末期に関する意識づけにつながったと認識しています。

○委員（篠原茂） 地域リハビリテーション活動支援事業に関わる専門職は、市内に何か所かあるリハビリ施設に依頼しているのですか。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

愛媛県リハビリテーション専門職協会に依頼し、そこに登録する市内のリハビリテーション専門職を派遣してもらっています。

○委員（井谷幸恵） 任意事業費についてです。

1点目、要介護者紙おむつ支給事業費の内訳と成果、紙おむつの種類、希望の変更はできますか。

2点目、成年後見制度利用支援事業費、内訳と成果、前年と比べてかなり増えているのですが、その理由。

3点目、家族介護者慰労金支給事業費、内訳と成果、前年と比べて減っているのですが、その理由。

4点目は、介護費用適正化事業費、内訳と成果についてお伺いします。

○久枝介護福祉課長 まず、要介護者紙おむつ支給事業費について、内訳としては、事業担当臨時職員の人件費が約228万7,000円です。現況届郵送代など通信運搬費が9万3,000円、紙おむつ支給事業委託業者への委託料が635万3,000円となっています。

成果としては、紙おむつ支給対象者は329人で

あり、支給総枚数は紙おむつ約6万2,000枚、尿取りパッドが約10万枚でした。

紙おむつの種類については、フラット式、テープ式、パンツ式があり、年2回の現況届の提出の際に希望の種類を届け出いただいています。9月、3月の配達月の前までに申し出いただいたら、種類の変更も可能となっています。

次に、成年後見制度利用支援事業費について、内訳は、決算額の13万4,585円全額が登記手数料などの手数料となっています。

成果としては、成年後見の申立てを行うべき親族がない場合に、市長が行う審判請求の申立てを11件行っています。

前年度から増えている理由としては、単身世帯や施設入所、入院している認知症高齢者で、身寄りがないなどの方で成年後見制度の利用を必要とする方が増えてきているということで、積極的な支援を行ったため、増加しています。

次に、家族介護者慰労金支給事業の内訳ですが、現況届送付等の通信運搬費が3,000円、慰労金支給額が10万5,000円となっています。

成果としては、地域支援事業の対象が介護サービスを利用していない中重度の要介護者を介護する方への支給となりますので、支給人数が2人で、21か月分となっています。参考までに申し上げますと、一般会計での家族介護者慰労金支給事業は支給額が488万6,000円、支給人数は109人でした。

前年度に比べて減っている理由としては、慰労金支給対象の要介護者が支給前月までの1年間、全く介護サービスを利用していない場合は地域支援事業での慰労金支給となります。そのような介護サービスを全く利用していない在宅で中重度の要介護者の方は少ないため、前年度に比べると支給額が減ってきているということになっています。

次に、介護費用適正化事業費についてですが、内訳としては、正規職員2人と臨時職員の人件費が1,911万6,000円、介護給付費等通知書に係る通信運搬費が147万1,000円、医療情報との突合、縦覧点検に係る委託料が90万3,000円となっています。

成果としては、要介護認定の適正化として、介護認定調査員の新任研修及び現任研修を実施し、また介護認定審査会委員につきましても新任委員

研修及び全員対象の合同研修会を実施していません。

また、ケアプランの点検としては、事業所の実地指導時及び抽出による点検を実施しています。医療情報との突合、縦覧点検としては、愛媛県国民健康保険団体連合会に委託し、毎月点検を実施しました。

午後 4時29分散会

